

別表十六(五)

30欄又は31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1								
構造	2								
細目	3								
取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5								
耐用年数	6	年	年	年	年	年	年	年	年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引取得価額	9								
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引帳簿記載金額	13	外△		外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
合計	16								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17								
旧定率法又は定率法の償却額計算	18								
旧定額法	25								
定率法による償却額計算の基礎となる金額	26		円		円		円		円
定率法の償却率	27								
出償却額	28		円		円		円		円
当期分の普通償却限度額	29								
特別償却限度額	30	()	()	()	()	()	()	()	()
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	31								
合計	32								
差引取得価額×50%	33								
当期償却可能限度額	34								
当期の通常償却額	35								
取り替えた新たな資産に係る損金算入額	36								
償却限度額	37								
当期償却額	38								
償却不足額	39								
償却超過額	40								
前期からの繰越額	41	外		外		外		外	
当認容損金	42								
積立金取崩しによるもの	43								
差引合計翌期への繰越額	44								
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	45								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	46								
差引翌期への繰越額	47								
翌期繰越額の	48	平	・	平	・	平	・	平	・
当期分不足額	49								
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	50								
備考									

P81~P85参照

※ 当該別表十六(五)30欄の外書きがある場合には、別表十六(九)8欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法にしたがって記載して下さい。

P85参照

別表十六(五) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十六(五)「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第1号	10012	「30」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第1号)	10013	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第2号	10016	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第2号)	10017	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第3号	10020	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第3号)	10021	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第4号	10024	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第4号)	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項第1号イ	10383	
	第68条の10第6項 (同条第1項第1号イ)	10414	
	「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号イ」	10277	
	第68条の10第1項第1号ロ	10386	
	第68条の10第1項第1号ハ	10417	
	第68条の10第6項 (同条第1項第1号ハ)	10420	
	「第68条の10第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号ロ」	10280	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号イ」	10283	「30」の欄の金額
	「第68条の10第1項第2号」、 「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号ロ」	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号)	10030	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号)	10039	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	平成24年旧効力措置法第68条の14第1項	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第68条の15の3第1項	10424	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の4第1項	10428	
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第1項第1号	10395	
船舶の特別償却	「第68条の16第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の16第1項第2号」	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の17第1項	10303	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第68条の20第1項	10373	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第68条の25第1項	10376	
	第68条の25第2項	10309	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定高度通信設備の特別償却	平成25年旧措置法第68条の26第1項	10312	「30」の欄の金額
特定信頼性向上設備の特別償却	第68条の26第1項	10434	
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ)	10315	
	「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」)	10119	
	平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ)	10318	
	「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」)	10321	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第2号)	10398	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第3号)	10401	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第4号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第2項第1号	10437	
	第68条の27第2項第2号	10440	
医療用機器等の特別償却	「第68条の29第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第1号」	10324	
	「第68条の29第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第2号」	10327	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第1項	10170	「30」の欄の金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第1項	10333	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「第68条の35第3項第1号」、「平成25年旧措置法第68条の35第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第1号」）	10443	
	「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「平成25年旧措置法第68条の35第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第2号」）	10446	
	第68条の35第1項 （同条第3項第2号イ）	10449	
	第68条の35第1項 （同条第3項第2号ロ）	10452	
	平成23年旧措置法第68条の35第1項 （同条第3項第3号）	10455	
	「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」）	10458	
	「第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」）	10461	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第1項」、「平成25年旧措置法第68条の36第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第1項」	10342	「30」の欄の金額

○ 別表十六(五)「31」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」(特別償却不足額)又は「第4項」(合併等特別償却不足額)	10186	「31」の欄の金額